

神奈川県社会保障推進協議会 2026年度総会＜議案＞

【日時】 2026年6月13日(土)13:00～16:30

【会場】 建設プラザ4F会議室

目 次

総会日程（案）	1P
2025年度の取り組みの前進面と教訓	2～6P
2026年度活動方針の基調	6～9P
2026年度の重点的な取り組み方針	9～13P
2026年度機関会議等の日程（案）	14P
2025年度の取り組みの特徴	15～30P
神奈川県社保協規約改正案	31～32P

神奈川県社保協 2026 年度総会 <日程案>

12:30 受付開始

13:00 <第Ⅰ部>学習講演

司会あいさつ (小野正司・幹事、榊原あゆみ・幹事)

学習講演:「あなたのそばにいる『ガイコケジン』」

樽松 (くれまつ) 佐一 (さいち) さん (外国人実習生SNS相談室)

質疑応答

14:30 休憩

14:45 <第Ⅱ部> 2026 年度総会

開会あいさつ (二村哲・代表委員)

議長団選出・あいさつ

議長 ()

メッセージ紹介 (議長)

14:55 議案提案 (根本隆・事務局長)

2025 年度活動報告・2026 年度活動方針案

2025 年度決算報告・2026 年度予算案

神奈川県社保起用規約改正案

2026 年度新役員と退任役員の紹介

15:15 2025 年度会計監査報告 (平丸寿博・会計監査)

15:20 討論

16:15 討論のまとめ (根本隆・事務局長)

退任役員あいさつ

採択/議長解任

16:25 閉会あいさつ (伍淑子・代表委員)

16:30 閉会

神奈川県社保協 2026 年度総会・議案

I. 2025 年度の取り組みの前進面と教訓

神奈川県社保協の 2025 年度の活動は、以下を「活動方針の基調」としてすすめました。

- ①「大軍拡」と「大増税」の自公政治の終焉を実現しよう。
- ②国保・介護・後期高齢者医療制度の改善に向けた「学習運動」をすすめる。
- ③「国」への署名運動、「市町村」・「県」との交渉・懇談をすすめる。
- ④「共感」と「共同」を広げ、「地域社保協」の「強化・拡大」をすすめる。

<2025 年度は、以下の要求と運動が大きく前進しました>

私たちの要求にもとづく運動の着実な前進が生まれており、「声をあげれば変えられる」この間のたたかいに確信を深めましょう。私たちの 2025 年度の一年間の取り組みをとおして、以下の点が前進面、教訓として浮かび上がっています。

- ①昨年 6 月、生活保護基準引き下げ違憲訴訟の最高裁判決で原告勝訴の統一判断が示され、国の支給を巡り新たなたたかいは始まりました。2 月 6 日、神奈川生存権裁判の高裁判決が言い渡され、最高裁判決の通り、国側の控訴を退けて原告側の勝訴判決がだされました。
- ②マイナ保険証の一元化に対し、「なくすな！保険証神奈川連絡会」をつくり、従来の保険証の存続を求める運動をすすめてきました。神奈川県後期高齢者広域連合は、全国で唯一、2 年有効期限となる「資格確認書」を発行するという成果を勝ち取ることができました。
- ③市町村国保、後期高齢者医療広域聯合との懇談をすすめました。子ども子育て支援金の医療保険料への賦課に対して、神奈川県と市町村、後期高齢者広域連合が連名で、国に対して「保険料の実質負担軽減」を求める要望書を出しました。この動きも全国で唯一です。
- ④横浜市、川崎市、相模原市で子ども医療費の無償化が前進し、神奈川県内の全市町村で 18 歳までの子ども医療費の完全無償化が実現しました。
- ⑤神奈川県が都道府県としては全国で 3 番目となる「高齢者難聴者補聴器装用推進事業」を開始し、県内の全市町村で補聴器助成運動が実現できる展望が生まれています。
- ⑥神奈川民医連は、全日本民医連の「地域住民の医療を受ける権利を保障するために医療機関存続への支援を求める請願署名」を 4 万筆目標で取り組み、県内の諸団体の大きな協力によって 6 万を超える署名を集めました。
- ⑦国民の命やくらしが脅かされる情勢のもと、日本全国で、「イラン攻撃やめろ」、「戦争やめろ」、「9 条改憲やめろ」の声と運動が広がっています。19 日を中心とした首相官邸前行動には、数万人の方がかけつけ、神奈川でも桜木町駅前広場など県内各地で「戦争やめろ」、「9 条改憲やめろ」の声が広がり、これまでこうした行動に参加したことのなかった若者や女性が参加しています。5.3 かながわ県民のつどい（憲法集会）には 570 人参加し、同日開催の中央の憲法集会には 5 万人以上が参加しました。核兵器廃絶を求める国民平和行進は、5 月 7 日から 19 日の 13 日間、神奈川県内の全市町村・区地域で行進し、昨年を大きく上回る参加を実現しました。

<運動をすすめる上での反省点も生まれた>

しかし一方で、運動が立ち遅れるという反省点も生まれています。

- ①2024年に「子ども・子育て支援法改正案」の成立に際し、神奈川県社保協は、常幹・幹事合同会議名でという声明を出しましたが、声明を国会議員に配布・要請した程度で、具体的な運動はしませんでした。一方、京都社保協は「子ども・子育て支援法」が成立後、個人署名に取り組みました。京都社保協個人署名を神奈川の建設労連は取り組みましたが、神奈川県社保協が取り組んだのは今年に入ってからでした。子ども・子育て支援金制度は、医療保険の目的外使用であり、制度目的の重大な逸脱である点から、京都社保協のように機敏に運動を開始すべきでした。
- ②「薬の保険はずし」などの「改定健康保険法」が成立しました。今後、対象品目の拡大、保険はずしの割合の拡大、薬以外の医療行為への保険はずしの拡大などが狙われており、国民皆保険制度の根幹を揺るがす悪質な法改正です。にもかかわらず、国会ではまともな審議がないまま、短期間で成立されてしまいました。県社保協では、1月に幹事会で学習会を開催し、署名運動や宣伝行動を開始したのは2月からです。国会で圧倒的多数の高市政権与党と一部野党が協力する政治のもとで、運動が間に合わないという事態が出現しています。「社会保障」と「社会保険制度」の改悪を許さない運動の抜本的強化が必要になっています。

1. 「大軍拡」と「大増税」の自公政治の終焉めざし2つの選挙をたたかった

7月20日投票で参議院選挙がたたわれました。神奈川県社保協2025年度総会で、参議院選挙に向けて以下の重点要求をかかげ、「大軍拡」と「社会保障削減」に突きすすむ政治を終わらせるために全力をつくそうと呼びかけました。

- (1)防衛費の拡大ではなく社会保障の拡充をすすめること。消費税を減税すること。
- (2)現行の健康保険証を存続させ、マイナ保険証を両立させること。少なくとも、「資格確認書」の全員配布を実現すること。
- (3)国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の財源として国費を追加投入し、国の負担割合を増額すること。
- (4)診療報酬の緊急再改定を実施すること。医療機関の経営を安定化させ、病床数の削減計画の撤回、処方薬と検査薬を薬局などで購入可能とする「スイッチOTC化」をやめること。高額療養費制度の負担限度額の引き上げをやめること。
- (5)訪問介護費の介護報酬引き下げを撤回し、介護報酬の引き上げ再改定を早急に行うこと。国費を投入して介護従事者の処遇を抜本的に引き上げること。介護保険制度の「三大改悪」①利用料2割負担の対象者を拡大、②ケアマネジメント（ケアプラン）の有料化、③介護1・2の生活援助サービス等の地域支援事業への移行は実施しないこと。

参議院選挙の結果は、自公政権が、総選挙に引き続いて参議院でも少数与党となりました。投票率（選挙区）は58.51%と伸長し、15年ぶりに50%台後半に達しました。残念ながら、立憲野党（立憲民主党・れいわ新選組・日本共産党・社民党）は停滞・後退となりました。生活できない、働きにくい、息苦しい社会の打開を願う若者、就職氷河期世代の多くが、国民民主党と参政党に投票するという結果となりました。

参議院選挙の結果を受けた自民党の総裁選で高市総裁が誕生し、それまでの自公政権から公明党が離脱し、自民と維新の連立内閣が誕生しました。

高市首相の党利党略の突然の国会解散により、2月8日投開票で、衆議院議員選挙がたたかわれました。自民党が全465議席の3分の2を超える316議席を獲得し、立憲民主党と公明党が急遽合

流した中道改革連合は、49 議席と3分の1以下となりました。そして、共産党・れいわ新選組・社民党のリベラル勢力にとって厳しい選挙結果となりました。維新の会・国民民主党・参政党・みらいが増え、改憲、軍拡、社会保障改悪への危険性が強まる国会の勢力図となりました。

突然の解散・総選挙となったため、県社保協として選挙戦への取り組み呼びかけができませんでした。高市政権、自民・維新の連立政権は、前述のように大軍拡、憲法改悪、社会保障破壊の政治を推しすすめています。「改憲」「大軍拡」より「ケア」を掲げた幅広い運動が求められています。

2. 国保・介護・後期高齢者医療制度の改善に向けた学習活動を広げた

国保、介護、後期高齢者医療などの社会保障の課題や消費税について、全県で旺盛な学習会活動が行われました。県社保起協には、地域社保協、県・地域の母親大会、神奈川土建パートナーの会、年金者組合支部などの各団体や地域から、介護保険制度、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度などでの「学習会」の要請がされ、対応することができました。

4月22日、「社会保障と社会保険制度の基本を学ぶ」として、伊藤周平氏（鹿児島大学法文学部教授）を講師にお呼びし、神奈川社会保障学校を開催しました。はじめて土日ではなく、ウイークデー昼間に開催したにもかかわらず、会場64人、オンライン10カ所の参加でした。神奈川社会保障学校は、2021年4月開催以降、中断しており、久しぶりの開催でした（2023年は分野別の社会保障学校を連続開催しました）。

県社保協主催では、11月15日に「2025全県国保改善交流集会」、12月15日に「介護保険のいまと未来を考えるつどい」を開催しました。

かながわ高齢期のつどい in 藤沢は、2月6日に暉峻淑子さんをお呼びし、会場いっぱいの414人の参加を実現しました。5月17日には、消費税ネット（消費税を含む税のあり方を考えるネットワーク）主催で、経済ジャーナリストの荻原博子さんをお呼びし、「高市政権でくらしはどうなる？」をテーマにした市民公開学習会を、会場いっぱいの150人が参加して開催しました。

主な学習会の参加一覧。

月 日	名 称	講演者	参加人数等
6月14日	2025年度総会	吉中 季子 氏 (県立保健福祉大学准教授)	22団体45人参加、 オンライン参加7カ所
9月20日	中央社会保障学校 in 佐賀	井口 克郎 氏 (神戸大学准教授) 他	神奈川から15人参加、 うちオンライン13人
11月11日 ～12日	日本高齢者大会 in さいたま大宮	芝田 英昭 氏 (元立教大学教授) 他	神奈川から174人参加
11月15日	2025全県国保改善交 流集会	神田 敏史 氏 (神奈川自治労連)	会場参加36人、オンラ イン視聴参加8ヶ所
12月15日	介護保険のいまと未来 を考えるつどい	林 泰則 氏 (全日本民医連事務局次長)	会場参加23人、オンラ イン参加8ヶ所
2月6日	かながわ高齢期のつど い in 藤沢	暉峻 淑子 氏 (埼玉大学名誉教授)	会場414人参加
4月22日	かながわ社会保障学校	伊藤 周平 氏 (鹿児島大学法文学部教授)	会場参加64人、オンラ イン視聴参加10カ所
5月17日	消費税ネット学習会	荻原 博子 氏 (経済ジャーナリスト)	会場150人超参加

3. 「国」への署名運動、「市町村」・「県」との交渉・懇談をすすめた

2025年度も、市町村国保について、全33自治体調査を実施しました。市町村国保担当課との懇談の共通点は、①被保険者数の減少が著しい。制度の維持がむずかしく「国の負担を増やしてほしい」、②保険料（税）率に子ども子育て支援金が賦課されるのは「おかしい」、③厚労省の出した外国人の滞納対策については大半の自治体が「特別にやらない」と、私たちの運動の方向性と一致する方向性を確認することができました。

11月に行った神奈川県との交渉では、子ども子育て支援金を保険料に賦課されることに対し、「実質的な負担増とならないよう国が手立てをとることの要望書を、神奈川県と市町村、後期高齢者医療広域連合、国保組合の連名で出す」と回答があり、12月17日に以下の項目で要望書が提出されました。全国47都道府県で提出したのは神奈川県だけです。

- ①子ども・子育て支援納付金に係る保険料が「実質的な負担増」とならないことについて、政府の責任において 議会及び被保険者の理解促進を図ること。そのための説明資料を速やかに作成し政府の責任において周知すること。
- ②「実質的な負担増」となる場合、改正法附則第47条第5項に基づき、必要な財政支援措置等を速やかに行うこと。

この間、神奈川県民要求連絡会の神奈川県との交渉で、「加齢性難聴による補聴器助成の補助事業の開始」を要求してきました。年金者組合神奈川県本部も、神奈川県に要請するとともに、神奈川県議会に請願の取り組みを継続して行ってきました。12月に神奈川県民要求連絡会の重点要求として提出し、3月に神奈川県から、「補助制度を創設する方向で予算措置を講じた」と画期的な回答が得られました。それを受けて、5月に年金者組合として、神奈川県と交渉した結果、3月議会で決定した「高齢難聴者補聴器装用推進事業」の予算が提示されました。555万円と当初の補助額は少ないものの、神奈川県で開始されると、東京・山梨に次いで、全国で3番目となります。

2025年度の各種署名集約表

	署名内容	筆数
1	介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める請願署名	18,142
2	健康保険証の廃止反対、現行の保険証を残してください請願署名	32,591
3	従来の健康保険証を復活させてください請願署名	10,203
4	ストップ！患者負担増請願署名（薬の保険はずし反対）	22,251
5	地域住民の医療を受ける権利を保障するために医療機関の維持・存続を求める請願署名	60,917
6	少子化対策の財源は医療保険料に上乘せする子ども子育て支援金ではなく、税金で！請願署名	13,245
7	子ども子育て支援金制度の創設に伴う保険料負担が実施負担増にならないよう財政支援の実施等を求める要望書	406
8	年金制度改善署名	2,947
9	消費税を5%に戻せ、インボイス制度の廃止署名	25,174
10	憲法9条の改悪に反対する請願署名	14,157
11	平和・いのち・くらしを壊し、市民の負担を強いる軍拡・増税に反対する請願署名	42,299
12	保育・学童保育予算増額署名	1,661
13	医療従事者の増員署名	4,762
14	深刻な物価高から障害者・家族、低所得者の暮らしを守る支援策の拡充を求める請願署名	1,560
15	神奈川生存権裁判 東京高裁宛・公正判決を求める署名	7,035
16	いのちのとりで裁判・最高裁宛て司法の責任果たせ署名	1,500

4. 「共感」と「共同」を広げ、「地域社保協」よる取り組みをすすめた

2025年度の取り組みの特徴として、協力と共同の広がりが要求や運動の前進につながることを学びました。なくすな保険証の共同、介護保険の改善を求める共同、県民要求連絡会に結集しての県要求の前進、消費税廃止各界連に結集しての消費税減税・インボイス制度の廃止の取り組み、生存権裁判での支援の広がりなどが要求と運動の前進に結実しています。

住民要求実現の立場から、自治体の支援体制の強化がいつそう求められています。国保の改善に向けた取り組みでは、神奈川県と全市町村に協力いただいて調査表が年々充実し、神奈川県と全33市町村の国保担当課との懇談ができています。

各団体や労働組合では、医療・介護、福祉などの要求をもとに神奈川県や市町村への要請・懇談をすすめました。地域社保協でも機敏に自治体要請、議会陳情・請願をすすめました。

II. 2026年度活動方針の基調

～「改憲」「大軍拡」より「ケア」の大運動をすすめよう～

< 私たちをめぐる情勢の特徴 >

●大儀なき総選挙によって、圧倒的多数の高市政権与党が誕生

2月8日投票でたたかわれた総選挙は、大儀なき解散に打って高市政権の与党である自民党と維新の会が衆議院の3分の2を大きく超える議席を占めました。憲法9条改悪をはじめ「戦争国家づくり」を進めるという点で、戦後かつてない危険な状況が生まれています。2月20日、高市首相は施政方針演説で、「とにかく成長のスイッチを押して、押して、押して、押しまくってまいります」と語りました。

総選挙で、高市首相は野党が消費税減税の公約に対して、消費税0パーセントを言いだし、多くの票をかすめとりました。総選挙で与野党の大部分が公約として「消費税減税」を掲げたのですから、国会で公に減税の議論をすべきです。しかし高市政権は、一部野党を抱き込んで「社会保障国民会議」なるものをつくりました。その中で、「消費税減税より給付付き税額控除が先」、「0パーセントだと時間がかかるから1%に」などの情報がでています。このままでは、いつ消費税減税が実現するかわかりません。

●「軍拡」と「改憲」に前のめりの高市政権

総選挙の結果を受け「これまでの政策の在り方を根本的に転換していく」と述べ、「本丸」は「責任ある積極財政」だと強調し、「強い経済」とともに「強い外交・安全保障」も確立するとし、日米同盟を基軸に、自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有する国々と連携していくとしました。

中国を念頭に、「長期戦への備え」など「主体的に防衛力の抜本的強化を進める」ため、国家安全保障戦略など安保3文書を前倒して改定すると表明しました。同盟国に軍事費の国内総生産(GDP)比5%への増額を求めているトランプ政権の軍拡要求に「主体的に」応えようとしています。安保3文書のもと軍事費GDP比2%を前倒しし、長射程ミサイルの全国配備を進め、原子力潜水艦導入の検討や非核3原則の見直しをすすめています。殺傷兵器を含む武器輸出の全面解禁を閣議決定し、長射程ミサイルの全国配備や、核戦争をも想定した自衛隊基地の強靱化をすすめています。過去最

大の大軍拡予算を成立させ、戦争する国づくりに暴走しています。

5月27日、政府のインテリジェンス（情報活動）機能を強化するとして、市民監視を強める「国家情報会議」設置法が参議院本会議で可決、成立しました。採決では、自民党、日本維新の会、国民民主党、公明党、参政党、日本保守党、チームみらいなどが賛成、立憲民主党、日本共産党、れいわ新選組、沖縄の風、社民党などが反対しました。

高市首相は、「国の理想の姿を物語るのが憲法であり、改憲に向けた国民の間での議論の深まり、国会発議の早期実現に期待する」と踏み込みました。狙いは「戦争国家づくり」であり、それを「理想の姿」としています。総理自らが「時は来た」と改憲を煽り、憲法9条を念頭にした憲法改悪に突き進もうとしています。

●アメリカとイスラエルのイラン攻撃を批判しない高市政権

2026年は、アメリカ・トランプ大統領によるベネズエラ大統領の拉致事件という衝撃的なニュースで幕開けしました。

トランプ大統領のふるまいはそれにとどまらず、2月28日には、イスラエルと一緒にイラン攻撃に打って出て、いまも継続しています。国連のグテレス事務総長は、「この軍事作戦は、外交解決の模索の最中に行われ、その努力を無駄にした」と非難しました。しかしトランプ大統領は、イランの政権を「邪悪で過激な独裁」と非難し、国民に「政権を乗っ取れ」と呼びかけました。

アメリカとイスラエルの行動は、いかなる理由があっても、まったく正当化できない明白な国連憲章・国際法違反の二重三重の暴挙です。

高市首相は、アメリカ・トランプ大統領の侵略行為を批判することなく、むしろトランプ大統領を持ち上げ、軍事費GDP比5%の要求を丸呑みし、戦後初めて軍備増強を目的とした軍拡増税に踏み出しています。

●石油危機、ナフサショック、物価高騰がまん延

アメリカとイスラエルのイラン攻撃により、戦争の危険性ととともに、石油危機が進行しています。石油危機は、物価高の進行とともに、ナフサを原料とする資材不足が発生し、深刻な価格高騰と各産業分野の事業継続に困難をもたらしています。

5月28日、県庁記者クラブで、神奈川労連や建設労連、神商連、民医連、機関紙印刷などにより、中東情勢やナフサショックの営業や仕事への影響についての実態を報告する記者会見を実施しました。「6月に入ると死活問題だ」、「廃業や自死に追い込まれることもあり得る」、危機的状況を「目詰まり」のひとつで片付けようとしているとして政府の姿勢を批判しました。「国は目詰まり状態からの認識から脱しておらず、支援は極めて不十分。直ちに実態を把握し対策を急いでほしい」と戦争の一刻も早い中止と、直接支援を強く訴えました。石油危機、ナフサ不足による暮らしと営業の困難さに対する支援を政府、自治体に要求しています。

●「薬の保険はずし」などの「改定健康保険法」が成立

5月29日、参議院本会議で、「OTC類似薬」1100品目の保険はずしや高額療養費の患者負担増を押し付ける改定健康保険法が可決、成立しました。採決では、自民党、日本維新の会、国民民主党、参政党、日本保守党、チームみらいなどが賛成、立憲民主党、公明党、日本共産党、れいわ新選組、沖縄の風、社民党などが反対しました。

改定健康保険法案は、4月13日に衆議院厚生労働委員会で審議が始まり4月28日には委員会採択されました。参議院厚生労働委員会は、5月14日より審議入りし、5月28日に委員会採択です。このように、与党が圧倒的多数のもとで、一部野党も協力して、まともな審議もなしに短時間で次々と悪法が成立しています。

1. 平和とくらしを守り、「人権としての社会保障制度」の実現めざそう

高市政権は、戦争する国づくりと一体に社会保障の大改悪を進め「現役世代の負担軽減」を名目に、4月から「子ども子育て支援金」という名で新たな社会保険料の徴収を始め、さらに高齢者を狙い撃ちにした「介護保険の利用料2割負担の対象拡大」や「高齢者医療費の原則3割負担」に向けて結論を急ぐなど、憲法25条に基づく社会保障の「公的責任」を投げ捨て、社会保障の負担増を国民に押しつけ「自己責任」で暮らしや健康リスクの備えを強要しています。

アメリカとイスラエルのイラン攻撃はやめろという声を広げるとともに、石油危機、ナフサを原料とする資材不足、深刻な価格高騰に対する取り組みが緊急に求められています。国に対して、建設や医療・介護分野などの産業分野への直接的な支援を求めるとともに、暮らしや営業の困難さに対する支援を自治体に要求していきます。

社保協運動の原点は大軍拡とのたたかいです。憲法25条が定める社会保障は労働者・国民の基本的権利です。社会保障は平和と民主主義のもとで成り立つものであり、戦争や軍拡とは決して相いれません。憲法25条に基づく「社会保障の充実」は国の責任、戦争準備の「憲法9条改憲反対」の世論を巻き起こし、戦争する国づくりに暴走し、戦後で最も「命や暮らしを脅かす」高市政権は一刻も早く終わらせましょう。

来年4月は統一地方選挙です。再来年夏には参議院選挙が予定されています。地域から国民のいのちと暮らしを守る「人権としての社会保障」を実現する国政の転換を求めていきましょう。「改憲」「大軍拡」より「ケア」の大運動をすすめよう！

2. 社会保障と社会保険制度の基本を学ぶ「学習運動」をすすめる

6月中に高市政権の「骨太方針」が閣議決定され、医療・介護などの改悪への具体化に向けて動き出します。「全世代型社会保障構築」のなのもとに、現役世代と高齢世代を分断する政策に対し、国民の「人権としての社会保障制度」、「国民の生存権の確立」を高くかかげた運動をすすめます。

社会保障と社会保険制度の基本を学ぶことを中心に据えた学習運動をすすめます。学習することによって、要求の”根拠”と”正当性”を明らかにでき、当事者が先頭に立つ運動の足場をつくり上げることができます。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度の改善に向けた「学習運動」を地域で広げていきます。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度の改善に向けた運動は、国に改善を迫る運動と位置付け、被保険者当事者の運動、神奈川県・33市町村の自治体との連携をすすめます。

11月14日（土）全県国保改善交流集会を開催する予定として、医療保険改善委員会で準備をすすめます

介護保険制度は、介護制度のさらなる改悪が検討され、来年4月から市町村の第10期介護保険事業計画がはじめられ、秋から検討が開始されます。そのため、9月～10月初旬頃に「介護保険のいまと未来を考えるつどい」が開催できるよう、介護のつどい実行委員会・介護保険改善委員会で検討・準備します。

来年4月予定で、社会保障と社会保険制度の基本を学ぶ「神奈川社会保障学校」を開催します。

9月5～6日の中央社会保障学校 from 盛岡への参加をすすめます。

後期高齢者医療制度の改善に向けた運動、広域連合議会対策については、年金者組合、神奈川県高齢期運動連絡会などと連携として、運動の具体化をはかります。来年2月開催予定の「輝け！高齢期のつどいかながわ in かわさき」の成功に向けて奮闘し合いましょう。11月11～12日の日本高齢者大会 in おおさかへの参加をすすめます。

3. 「国」への署名運動、「市町村」・「県」との交渉・懇談をすすめる

社会保障の改善を求める要求実現のたたかいは、政策を実行する神奈川県や市町村との交渉・懇談の取り組み、国の制度・政策を変える署名などの取り組みに峻別されます。それぞれに対して効果的なたたかいが取り組めるよう力を集中することが必要です。とくに、地域での国保・介護などの社会保障要求をまとめて、各市町村や神奈川県との交渉・懇談を重視します。

国への請願署名は、①介護保険制度・介護報酬の抜本改善、大幅な処遇改善を求める新請願署名（新介護署名）、②国の責任で社会保障制度の充実を求める国会請願署名（新25条署名）、③消費税の減税・インボイス制度の廃止請願署名、④憲法9条改悪に反対する請願署名、の4つの署名を重点に取り組みます。

とくに、介護保険制度の改悪を阻止するための請願署名運動に力を注ぎます。国保については、国による国保財源の増額、法定外繰入の削減・解消圧力をやめる、子どもの均等割の廃止などを統一要求とした運動をすすめます。

市町村国保については、市町村国保調査とあわせて、秋から、全市町村の国保課との懇談を実施します。介護保険についても、来年4月から市町村の第10期介護保険事業計画がはじめられ、秋から検討が開始されることから、地域社保協を中心に市町村との懇談をすすめます。

後期高齢者医療制度にたいする今後の運動展開の方向性について、医療保険改善委員会を中心に論議し、高齢期運動連絡会、年金者組合などと連携して具体化していきます。8月と来年3月の広域連合議会への陳情などの取り組みについて具体化をはかっていきます。

4. 「共同」を広げ、「主体的な力」を持つ県社保協と地域社保協をつくる

「人権としての社会保障」を求める運動は、広範な国民・市民の「共感」と「共同」なくして前進はあり得ません。2026年度は、要求の正当性に確信を持って、思いっきり「共同」を広げていきます。

「共同」を広げるとともに、当事者を含めて「主体的な力」をつけていく、この両面の追求が欠かせないことも学んできました。「主体的な力」のカギは、神奈川県社保協と地域社保協の運動的・組織的前進、強化・拡大です。2026年度は、最重点の課題として取り組みをすすめます。

2025年度の組織財政検討委員会の答申にもとづいて、県社保協の今後の組織・財政、体制を強化していきます。個人会員から賛助会員に切り替え、40の方に賛助会員になっていただくことを目標にして取り組みます。そのための規約改正を実施し、早期に取り組みを開始します。

地域社保協の活性化、再建をめざした支援をすすめ、地域社保協交流会を開催できるよう準備します。

Ⅲ. 2026年度の重点的な取り組み方針

1. 「改憲」「大軍拡」より「ケア」の世論を広げよう

①神奈川県社保協として、以下の請願署名を最重点署名として位置づけ、「改憲」「大軍拡」と「社会保障削減」に突きすすむ自民・維新政治を終わらせるために全力をつくすことを呼びかけます。

- ・ 介護保険制度・介護報酬の抜本改善、大幅な処遇改善を求める新請願署名（新介護署名）
- ・ 国の責任で社会保障制度の充実を求める国会請願署名（新25条署名）
- ・ 消費税の減税・インボイス制度の廃止請願署名

- 憲法9条改悪に反対する請願署名

②来春、神奈川県知事選と県議会議員選挙、政令指定都市議員選挙、一般市町村議会議員選挙がたかかわれます。統一地方選で、「社会保障は公的責任で」という私たちの社会保障要求の実現を迫る取り組みをすすめてみましょう。自治体は、国からの社会保障制度の改悪攻撃が押し寄せて困難を極めています。しかし、社会保障制度・社会保険制度の実施主体は自治体であることから、市民と自治体との連携によって国の悪政を跳ね返すことができます。自治体を住民のくらしと福祉を守る砦にしていく大事な選挙戦となります。身近な住民要求を中心に据えて、取り組みをすすめます。

2. 国保・介護・後期高齢者医療制度を中心に「学習運動」をすすめる

- ①社会保障と社会保険制度、国保・介護・後期高齢者医療制度の改善に向けた国に対する要求を真正面に掲げ、「人権としての社会保障制度」の確立に向けた学習運動を地域で広げていきます。来年4月頃に、国民の生活を支え希望をもたらす社会保障と社会保険制度のあり方を示し、社会保障拡充の運動を全体としてすすめるために、「社会保障学校」を開催します。
- ②介護保険制度の学習は、中央社保協の「介護保険制度の抜本改善提言」パンフ（1部50円）などを活用します。国民健康保険の学習は、中央社保協の「安心できる国保のために」パンフ（無料）などを活用します。国保と介護については、県社保協としてサブテキストを作成します（神奈川県内の市町村の取り組みを中心に）。後期高齢者医療制度については、神奈川県社保協として独自の学習資料を作成します。
- ③地域で、社会保障と社会保険制度、国保・介護・後期高齢者医療などの学習を広げていきます。
- ④9月5～6日に開催する「中央社会保障学校 from 盛岡」への参加をすすめます。

3. 介護保険の改善を求めて、県と市町村と連携した取り組みをすすめる

- ①来年の通常国会に、介護保険料の2割負担の拡大など介護保険制度の改悪案の提出が見込まれます。また、来年から新たな3年間の市町村の「第10期介護保険事業計画」がスタートします。来年3月議会に計画が提示されますので、秋には市町村の計画素案ができ、12月から1月にパブリックコメントの募集が実施されます。そのため、秋から自治体との懇談・交渉をすすめていきます。9月から10月初旬に、介護改善運動のスタート集会として位置づけ、「介護保険のいまと未来を考えるつどい」が開催できるよう、介護のつどい実行委員会・介護保険改善委員会で検討・準備します。
- ②新たな介護請願署名「介護保険制度・介護報酬の抜本改善、大幅な処遇改善を求める.新請願署名」に全力をあげます。介護保険制度の「三大改悪」反対、安定した介護事業の継続、労働者の処遇改善と人材確保を国の責任で実施することなどを求める運動を広げます。
- ③介護保険改善委員会と地域社保協が連携し、介護保険制度の改善をめざして、自治体要請・懇談をすすめます。
- ④11月11日に「介護・認知症なんでも無料電話相談」を実施します。
- ⑤介護利用者団体や事業者団体、労働組合などさまざまな団体への要請や懇談をすすめます。

- ⑥地域で、中央社保協の「介護保険制度の抜本改善提言」パンフと県社保協作成のサブテキストを活用した学習運動をすすめます。

4. 国保の改善、「払える保険料」の実現に向けた取り組みをすすめる

- ①全国的な運動に合流し、「国保料が高すぎる！国の責任で払える保険料にしてください！」という取り組みをすすめます。中央社保協に全国的な運動提起を働きかけます。
- ②11月14日（土）予定で、全県国保改善交流集会を開催し、全県的な運動提起を準備します。
- ③医療保険改善委員会を中心に、神奈川県に改善を迫る要求をまとめ、県の医療保険課と継続的な懇談、県民連交渉などで改善を迫ります。
- ④昨年度に引き続いて、全市町村の国保担当課との懇談を実施します。都道府県単位化の進行、法定外繰入と基金の活用、均等割の廃止・縮小などについて懇談します。地域からの多くの参加が実現できるよう準備します。
- ⑤9月に2026年度の国保の市町村総合調査を行ない、11月開催予定の全県国保改善交流集会で公表します。来年4月改定の各市町村の2027年度保険料（税）率の改定調査を実施します。
- ⑥地域で、中央社保協の「安心できる国保のために」パンフと県社保協作成のサブテキストを活用した学習運動をすすめます。

5. 後期高齢者医療、広域連合議会の改善運動をすすめる

- ①後期高齢者医療制度にたいする今後の運動展開の方向性について、医療保険改善委員会を中心に論議していきます。運動の方向性については、4月に開催予定の社会保障学校で提起できるよう準備します。
- ②神奈川後期高齢者医療県広域連合議会の運営に関して、①開催時期と②議員選出基準、③当日の議事進行ルール（提出議案が採択された後に請願・陳情の採択となっている）について、改善の運動を模索します。
- ③今年8月と来年3月に開催される広域連合議会への陳情提出等の取り組みについて、年金者組合、神奈川県高齢期運動連絡会などと連携として検討します。
- ④来年2月に開催予定の「輝け！高齢期のつどい in 川崎」の成功めざし、準備に参加します。
- ⑤11月11～12日の日本高齢者大会 in おおさかへの参加をすすめます。

6. 年金制度の改善、補聴器助成、交通権の確保の運動への支援・協力

- ①年金者組合などと連携して、マクロ経済スライドをやめて「減らない年金」の実現、「底上げ」を求める運動をすすめます。年金違憲訴訟裁判の支援に取り組みます。
- ②自治体に対する加齢性難聴の補助事業を求める要求に対し、神奈川県が「高齢難聴者補聴器装用推進事業」を開始するという画期的な成果を得ました。県内の全自治体での補助事業の実施、補助額の引き上げ、支援事業の拡充を求めて、年金者組合、神奈川県高齢期運動連絡会などと連携して運動をすすめます。

- ③高齢者や障害者の交通権の確保という視点から、全県的な公共交通機関やコミュニティバスなどの運行実態の把握、改善を求める運動に参加します。

7. 子どもと重度障害者の医療費助成の拡充をめざす運動などの前進

- ①子ども医療費助成と重度障害者医療費助成制度の改善に向け、神奈川県への要請と懇談をすすめます。県内の諸団体と連携して神奈川県への重点要求として取り組みます。
- ②障神奈連、神奈川肢障協などと連携して、県・市町村の障害者支援事業の改善に向けた運動をすすめます。

8. 生健会と連携し生活保護制度の拡充に取り組む

- ①生健会と連携して、生活保護制度の充実、自治体行政の改善をめざします。生活保護費の支給水準を回復する運動をすすめます。
- ②生存権裁判を支援する会に結集し、生活保護裁判の原告などの不服審査請求運動の支援に取り組みます。

9. 消費税減税、生活保護裁判、国民生活改善の運動

- ①国に、石油危機、ナフサを原料とする資材不足、深刻な価格高騰による建設や医療・介護分野などの産業分野への直接的な支援を緊急に求めています。物価高騰による暮らしや営業の困難さに対する支援を自治体に要求していきます。
- ②消費税廃止各界連に結集して、消費税の5%への減税、インボイス制度の廃止を求める署名運動に取り組みます。県と市町村議会に向けて、消費税減税、インボイス制度の廃止の請願・陳情運動に取り組みます。「消費税ネットワークかながわ」での幅広い運動に参加していきます。
- ③中学校給食の全県実施、小中学校給食の無償化を実現する運動に協力します。
- ④労働組合と連携して、全国一律最低賃金時間額1500円以上、非正規雇用労働者の正社員化、介護や保育、福祉職場で働く労働者の大幅賃上げの実現を求める運動に参加します。
- ⑤安保法制違憲訴訟の勝利判決を求める取り組み、JAL解雇争議などの労働裁判・争議への取り組みを支援します。

10. 憲法9条を守り生かし、平和で安全な日本をめざす運動

- ①アメリカとイスラエルによるイラン攻撃の収束、ロシアのウクライナへの侵略からの撤退を求める運動に参加します。
- ②国会での改憲発議を許さず、防衛費GDP比5%化の危険な動きを止めるための「共同」の前進に力を尽くし、地域からの要求にもとづく運動に参加します。
- ③沖縄県民の米軍新基地建設を許さないたたかいに連帯し、在日米軍基地の整理・縮小の運動、原発ゼロを求める運動、福島原発被災者支援、能登半島地震などの被災者支援の運動に参加します。
- ④日本政府の「核兵器禁止条約」の署名・批准を実現する取り組みに参加します。

⑤11月28～29日に開催する「日本平和大会 in 神奈川」に協力します。

11. 地域の共同運動の母体である地域社保協の活性化と組織強化をめざす

- ①「人権としての社会保障制度」を求めて、地域社保協の強化・確立を最重点課題とします。地域社保協の活動支援、財政支援をすすめます。
- ②全県の自治体懇談・要請行動に、当該地域からの参加を促進します。地域社保協を軸に計画化し、地域社保協がない地域は、県社保協と地域の主要な団体で相談し、具体化をはかります。
- ③県社保協として、地域社保協の強化・拡大委員会を立ち上げ、活動の活性化と組織強化・拡大を目的に交流会を開催します。空白地域の社保協確立めざし、地域の諸団体との相談を開始します。

12. 神奈川県社保協の組織・財政の強化をめざす

2025年度の組織財政検討委員会の答申を受けて、以下の課題をすすめます。

- ①2026年度総会で、個人会員から賛助会員に切り替える規約改正を実施します。新たに40の方に賛助会員になっていただくことを目標にして取り組みます。総会后、早期に具体的な取り組みを開始します。
- ②組織財政状況を含めた県社保協の加盟団体との懇談・対話の推進をはかります。
- ③県社保協未加盟の団体への具体的な取り組みへの参加を呼びかけるとともに、加盟の願いも含めて懇談・対話をすすめます。
- ④運動課題によっては、社保協構成組織以外の諸団体を含む共同の実行委員会を結成し、取り組みを推進します。その際の運動費用については、実行委員会参加組織による分担金方式をとることを検討します。
- ⑤今後の事務局体制について、機関（代表委員会、幹事会、常幹）での検討をすすめます。

県社保協 2026年度の機関会議等の日程（案）

月	日	曜日	機関会議等	時間	会場	全県の取り組み・中央の取り組み			
7	3	(金)	常任幹事会	14:00	建設プラザ3F会議室	消費税の減税・インボイス制度の廃止請願署名	憲法9条改悪に反対する請願署名	5～6中央社保協総会（姫路）	
	10	(金)	幹事会	14:00	保険医協会会議室				
8	7	(金)	常幹・幹事会合同会議	14:00	保険医協会会議室	新介護請願署名	国の責任で社会保障制度の充実を求める国会請願署名	原水禁世界大会	
								下旬 後期高齢者医療広域連合議会	
9	4	(金)	常任幹事会	14:00	建設プラザ3F会議室	自治体要請行動 国保・介護など	自治体要請行動 国保・介護など	5～6中央社保学校from盛岡	
	11	(金)	幹事会	14:00	保険医協会会議室			県民連・神奈川県への要求提出 全県一斉宣伝行動	
10	2	(金)	常任幹事会	14:00	建設プラザ3F会議室	自治体要請行動 国保・介護など	自治体要請行動 国保・介護など	17全国介護学習交流集会	
	9	(金)	幹事会 介護のつどい	14:00	保険医協会会議室				
11	6	(金)	常任幹事会	14:00	建設プラザ3F会議室	自治体要請行動 国保・介護など	自治体要請行動 国保・介護など	10～11日本高齢者大会 in おおさか	
	13	(金)	幹事会	14:00	保険医協会会議室			11介護・認知症なんでも電話相談	
	14	(土)	国保交流集会					28～29日本平和大会 in 神奈川	
12	4	(金)	常任幹事会	14:00	建設プラザ3F会議室	自治体要請行動 国保・介護など	自治体要請行動 国保・介護など	全県一斉宣伝行動	
	11	(金)	幹事会	14:00	保険医協会会議室			県民連・神奈川県への重点要求提出	
1	8	(金)	常幹・幹事会合同会議	14:00	保険医協会会議室	自治体要請行動 国保・介護など	自治体要請行動 国保・介護など	25条署名	
2	5	(金)	常任幹事会	14:00	建設プラザ3F会議室				
	12	(金)	幹事会	14:00	保険医協会会議室			24高齢期のつどい in 川崎	
3	5	(金)	常任幹事会	14:00	建設プラザ3F会議室	自治体要請行動 国保・介護など	自治体要請行動 国保・介護など	13重税反対全国統一行動	
	12	(金)	幹事会	14:00	保険医協会会議室			中旬 2027春闘全国統一行動日 下旬 後期高齢者医療広域連合議会	
4	2	(金)	常任幹事会	14:00	建設プラザ3F会議室	自治体要請行動 国保・介護など	自治体要請行動 国保・介護など	全県一斉宣伝行動	
	9	(金)	幹事会 社会保障学校	14:00	保険医協会会議室				
5	14	(金)	常幹・幹事会合同会議	14:00	保険医協会会議室	自治体要請行動 国保・介護など	自治体要請行動 国保・介護など	1メーデー	
	28	(金)	常任幹事会	14:00	建設プラザ3F会議室			3憲法のつどい	
6	4	(金)	幹事会	14:00	保険医協会会議室	自治体要請行動 国保・介護など	自治体要請行動 国保・介護など	全県一斉宣伝行動	
	12	(土)	2027年度総会	13:00					

IV. 2025 年度の取り組みの特徴

1. 「人権としての社会保障確立」へ、学習、共同を広げよう!! 2025 年度総会

6月14日、神奈川県社保協2025年度総会を開催し、新年度の活動方針と予算、役員体制を確立しました。オンライン参加7人を含め、22団体45人が参加しました。

提起した2025年度の活動方針の重点は以下の4つです。

以下の14人が、この間の取り組み報告と今後の運動前進に向けた決意を表明しました。

- ◆ 生健会・峯松さん・高橋さん「『命の砦裁判』の大阪事案と愛知事案について6月27日に最高裁判決がでます。署名運動や高裁傍聴に県社保協に結集されたみなさんの支援で支えられて神奈川の裁判も取り組んできました。最高裁で、勝訴すれば、朝日・堀木訴訟では叶えなかった歴史的な判決になります。」
- ◆ 障神連・濱坂さん「障神連の25周年を記念した交流会を4月行い、今後の運動の在り方や展望を語り合った。発足時から、社保協ともに運動を拡げている。原点に立ち返って、運動を強化していきます。」
- ◆ 神奈川労連・住谷さん「日産の杜撰な経営再建計画が進めば、下支えしている労働者だけでなく、その地域にも多大な影響を及ぼします。また、神奈川県は、税優遇政策で、総額180億円も拠出している。今後、どのように閉鎖後の労働者や事業者にも県が支援するかが問われています。」
- ◆ 福祉保育労・寺田さん「介護事業所（グループホーム等）の市場化と入居者への虐待問題があります。全国的な問題になっている「恵」問題は賃金の未払い状況を改善させました。また、介護労働者からの労働相談では、パワハラ・セクハラの件数が増加の一途です。」
- ◆ 平塚社保協・原さん・高橋さん「今年度、6年振りの総会を開催し、45名が参加した。また、「訪問介護報酬の再改定を求める」陳情活動を秦野市・大磯町・二宮町にも行いました。二宮町と大磯町では、地元の介護事業所の連絡会が同様の陳情書を提出し、請願が採択されたことは大きな成果です。」
- ◆ 年金者組合・伍さん「年金改正案が可決されたが、極めて不十分なものである。『加齢性難聴問題』では、神奈川県の9月議会に向けて請願署名活動を行っています。」
- ◆ 新婦人・田中さん「マイナ保険証では、支部で学習会が旺盛に開催されました。こどもの医療費無償化運動では、地域支部の半分が陳情活動に参加しています。『自分達の声』を大切に、運動を拡げしていきます。」
- ◆ 保険医協会・園田さん「『ゼロ』の会の取り組みでは、大阪協会も賛同し、全国で74団体にひろがっています。昨年診療報酬の改定で、多くの開業医の経営が厳しくなっています。現状で推移すれば、町から医療機関がなくなることになります。診療報酬の改善・引上げにむけて運動を強化していきます。」
- ◆ 川崎社保協・光野さん「市内7つの行政区で定期的に宣伝活動を実施しています。「補聴器助成」運動では、480名分の署名を6月議会に提出しています。「みみの会」を結成し、シリーズで学習会も行ってきました。学習を中心にしながら、社保協活動を強化していきます。」
- ◆ 個人会員・佐々木さん「県議団として、国保加入者に、県が職権で一律に『資格確認書』発行を求めました。今後も、議会活動を通じて問題点を明らかにしていきます。」
- ◆ 建設労連・曾我さん「建設労働者に、5年に1回年金アンケートを実施しています。国民年金が62%、厚生年金が38%で、全国的な加入状況とは真逆の結果です。このような加入状況を背景で、70歳まで『働きたい』方が37%に達しています。」
- ◆ 民医連・相楽さん「神奈川民医連ではいのちを守る月間に取り組んでおり、8月22日に交流のつ

どいを開催する。講師として、群馬県民医連の職員であり、郡県社保協事務局長の町田さんをお呼びして、生活保護の取り組みについて学ぶこととしています。」

討論のまとめでは、根本事務局長が「6月27日に『命の砦裁判』の最高裁判決がでます。いかなる判決がでても、運動の新たな出発点となります。全面解決に向けて力を注ぎましょう。「介護・国保・後期高齢者医療の改善を中心に、当事者が参加できる運動をすすめていきます」。「運動を大きく前進させるために、『社会保障学校』を来年4月に開催できるよう準備します」としました。議案は、討論のまとめを含めて、すべての議案が採択されました。

総会Ⅰ部では、吉中季子氏（県立保健福祉大学准教授）より、「女性の貧困と公的年金加入～ひとり親の調査から」と題して学習講演をいただきました。

「日本の社会保障は、戦後働き手である『夫』、家事労働を担う『妻とそのこども』という性別で設計されてきました。厚生労働省の年金給付水準のモデルケースでも、40年間サラリーマンの夫と40年間専業主婦です。しかし、こうしたモデルから『外れた人』としてシングルマザーや単身女性は貧困に陥りやすい現状があります。」

『第3号被保険者』（サラリーマンの配偶者）は、1985年の年金改正で創設されましたが、98%は女性です。保険料負担がなく年金受給資格が得られますが、サラリーマンの配偶者であるため、本人の収入が一定額以下であることが条件です。この結果、年金への加入は保護されても、個人単位のキャリア蓄積による年金の反映が抑制される傾向があります。『ひとり親』になった場合は、その瞬間から制度から排除される現実が待ち受けています。」「聞き取り調査（概要：人数16人、年齢：29歳～56歳、職歴、結婚歴、家族歴、公的年金加入歴）では、ひとり親になった直後に『一部免除』を含めて6割以上が保険料の支払が困難です。背景にはライフイベントの多様性（再婚・同棲・未婚出産・こども施設入所）があります。また、就労状況では、12人が非正規労働であり、不利な就労を余儀なくされている現状があります。」

「今回の調査対象者の中心は40歳前後で、就職氷河期を経験し雇用格差や賃金格差にさらされた世代です。女性の年金権を確立させた『第3号被保険者制度』ですが、配偶者への従属性や世帯の変化により、個人としての社会保障の位置づけが分断され、不利な状態になりかねません。今後、この問題を放置したまま推移すれば、20年後には、高齢女性の貧困問題がさらに深刻になることが必至です。」

国民健康保険の前期高齢者の被保険者、後期高齢者医療の被保険者のなかで、単身者で低所得者（年金受給額が少ない）の多くは女性です。高齢化社会での社会保障確立運動をすすめる私たちにとって、女性の貧困を解決していく運動が大切です。運動の方向性を明示していただいたお話でした。

2. 社会保障と社会保険制度の基本を学ぶ 4.22 社会保障学校

4月22日、神奈川社会保障学校を、会場64人、オンライン10カ所の参加で開催しました。神奈川社会保障学校は、2021年4月開催以降、中断しており、久しぶりの開催です（2023年は分野別の社会保障学校を連続開催しました）。しかも、はじめて土日ではなく、ウイークデー昼間の開催としました。以下は、伊藤周平氏（鹿児島大学法文学部教授）の講演要旨です。

高市政権は、大軍拡を進める一方で、物価高に苦しむ国民生活防衛に有効な手を打たず、社会保障制度の公的責任縮小、自助・互助への変質の道に突きすすもうとしている。膨張する防衛費を歳出改革（削減）の対象とせず聖域扱いとする一方で、歳出削減の最大のターゲットが、社会保障費。

高齢者世代と現役世代との世代間対立を煽っているが、国際的に日本の高齢者への支出が手厚い

とは言えない。高齢者の貧困率はOECD加盟諸国の平均を大きく上回っている。若者の貧困も深刻で、1日3食とれない学生もいる。高齢者への攻撃は、年齢差別そのものであり、深刻な人権侵害ととらえるべき。社会保険は、強制加入の制度であり、必要に応じて給付がなされる仕組みである。強制加入を前提とする以上、憲法の規範的要請として、被保険者について負担能力がなければ保険料負担は求められない。この点が私保険と決定的に異なる社会保険の最大の特徴といえる。

3月に国会に提出された「健康保険法等改正案」は、極めて危険。1つは、高額療養費の改定案。上限引き上げ額は、縮小されたとはいえ患者負担増になる。このままでは受診抑制や治療の中断が頻発し、医療保険のセーフティーネットとしての機能は完全に崩壊する。OTC類似薬の一部自己負担化（保険外療養化）は、事実上の保険適用の除外となる。今後、範囲が拡大されさらなる患者負担増となる危険がある。また、医薬品にとどまらず、治療内容にも拡大され、国民皆保険の基本原則を形骸化していく危険がある。

憲法によって、社会保障の運営実施の責任を最終的に負うのは国。国は国民の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する義務があり、仕組みを整える公的責任がある。当面は、自治体でのとりくみが重要。保険料の引き下げ、軽減範囲の拡大、医療・介護の労働者の待遇改善など、とりくみをすすめるながら、国に政策転換を迫っていく地域の運動が求められる。

「むずかしい社会保障が身近に感じられた」「社会保障と社会保険の基本がわかった気がする」「タイムリーで、明快な講演をきくことができ、胸のすく思いです」「給付なき負担の法的な位置付け、憲法との関係が明確に理解できた」「とても聞きやすくてわかりやすい講演でした」などの感想が寄せられました。

3. 参議院選挙と総選挙の取り組み

2025年度の期間中、2回も国政選挙がたたかわれました。

7月20日投票でたたわれた衆議院選挙は、自公政権が、総選挙に引き続いて参議院でも少数与党となりました。投票率（選挙区）は58.51%と伸長し、15年ぶりに50%台後半に達しました。生活できない、働きにくい、息苦しい社会の打開を願う若者、就職氷河期世代の多くが、国民民主党と参政党に投票するという結果となりました。残念ながら、立憲野党（立憲民主党・れいわ新選組・日本共産党・社民党）は停滞・後退となりました。

しかし私たちが掲げた要求が退けられたわけではありません。参議院選挙での有権者の最大の関心事は、くらしと物価高の解決です。野党の多くが消費税減税・廃止を公約に掲げたことから、ただちに野党が一致して消費税減税法案を提出することを要求します。

6月14日の神奈川県社保協2025年度総会で、参議院選挙に向けて以下の重点要求をかかげ、「大軍拡」と「社会保障削減」に突きすすむ政治を終わらせるために全力をつくそうと呼びかけました。

- (1)防衛費の拡大ではなく社会保障の拡充をすすめること。消費税を減税すること。
- (2)現行の健康保険証を存続させ、マイナ保険証を両立させること。少なくとも、「資格確認書」の全員配布を実現すること。
- (3)国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の財源として国費を追加投入し、国の負担割合を増額すること。
- (4)診療報酬の緊急再改定を実施すること。医療機関の経営を安定化させ、病床数の削減計画の撤回、処方薬と検査薬を薬局などで購入可能とする「スイッチOTC化」をやめること。高額療養費制度の負担限度額の引き上げをやめること。
- (5)訪問介護費の介護報酬引き下げを撤回し、介護報酬の引き上げ再改定を早急に行うこと。国費を投入して介護従事者の処遇を抜本的に引き上げること。介護保険制度の「三大改悪」①利用料2

割負担の対象者を拡大、②ケアマネジメント（ケアプラン）の有料化、③介護1・2の生活援助サービス等の地域支援事業への移行は実施しないこと。

2月8日投票でたたかわれた総選挙は、高市首相が突然、解散総選挙に打って出たため、たたかひの呼びかけも準備もできないまま投票日を迎えることとなりました。結果、自民党が全465議席の3分の2を超える316議席を獲得と圧勝し、立憲民主党と公明党が合流した中道改革連合は、49議席と3分の1以下となりました。共産党・れいわ新選組・社民党のリベラル勢力は議席を減らして厳しい選挙結果となりました。維新の会・国民民主党・参政党・みらいが増え、改憲、軍拡、社会保障改悪への危険性が強まる国会の勢力図となりました。

神奈川県社協は、幹事会で総選挙の結果を受けて議論をしました。大軍拡に反対し、国民のいのちとくらし、平和、「人権としての社会保障制度」を確立する政府の実現をめざし共同を広げていく。排外主義の台頭に対して、無差別・平等の共生社会の確立に向けた運動を推進する決意を改めて確認しました。

4. なくすな保険証！のとりくみ

「なくすな保険証！神奈川県連絡会」は、毎月、伊勢佐木町有隣堂前を中心に、宣伝・署名行動を実施しました。全県一斉宣伝行動を行う4月、6月、9月、12月を中心に、県内の各地域で宣伝・署名行動が実施されました。

6月26日は、午後2時から3時と暑い時間帯の宣伝でしたが、保険医協会、建設国保、自治労連、自治労連退職者会、年金者組合、横浜社協、県社協の各団体から、18名が参加しました。チラシ・ティッシュ700枚配布し、署名は40筆集まりました。

保険医協会の開業医のみなさんをはじめ、各団体からのスピーチが始まると、「マイナ保険証は持っていない。どうすればいいのか」「マイナ保険証をもっているが、持ち歩きたくない」「資格確認書が欲しいがどうすればいいのか」「資格確認書は役所に申請しないともらえないのか」など、次々と質問が寄せられました。

マイナ保険証を一元化とする12月2日、なくすな保険証神奈川県連絡会として、桜木町駅前宣伝署名行動を実施しました。参加は7団体21名、チラシ・ティッシュ500枚配布、保険証復活署名20筆、シール投票約50でした。人通りは少なかったのですが、あちらこちらで対話の輪が広がりました。神奈川新聞が取材に来て、翌日記事ができました。

後期高齢者医療は、全国で被保険者全員に「資格確認書」を発行しました。全国の有効期限は1年間ですが、全国で唯一、神奈川県後期高齢者医療広域連合は、2年間の有効期限で「資格確認書」を発行しました。

5. 「薬代の保険はずし反対」の宣伝行動実施

年末、財務大臣と厚労大臣の折衝で、「薬代の保険はずし」の法案が、年明け以降、国会に提出されることが明らかになりました。神奈川県社協は、1月9日の常幹・幹事会合同会議で、小野幹事（保険医協会）を講師に学習会を実施しました。学習会後の論議で、2月から宣伝・署名行動をスタートすることを確認しました。

2月26日、伊勢佐木町有隣堂前で、初めて薬の保険はずし反対の宣伝・署名行動を、6団体12人が参加して実施。風が強く寒い中、人通りもまばらでしたが、チラシ・ポケットティッシュ400枚を配布し、署名20筆を集約しました。

伊勢佐木町有隣堂前での宣伝行動は、毎月5月まで実施しました。薬の保険はずし、追加負担については、まったく知られておらず、宣伝や対話を広げないと実感しました。国民がまったく中

身を知らないまま、5月29日、参議院本会議で、「OTC類似薬」1100品目の保険はずしとなる改定健康保険法が可決、成立しました。

改定健康保険法は、薬剤費など療養の一部を保険外として患者に別途負担を押しつける仕組みである「一部保険外療養」を創設。医師が必要と判断して処方した医薬品を保険給付外とするもので、「必要かつ適切な医療は基本的に保険診療により確保する」という国民皆保険制度の理念から逸脱します。

2027年3月からOTC類似薬のうち77成分1100品目の薬剤費の25%を保険からはずします（消費税もかかる！）。現役世代の保険料負担軽減のためといいますが、見直しによる保険料軽減効果は月33円にすぎません。一方、窓口負担3割の場合、薬剤費の自己負担は5割に増えます。今後、対象品目の拡大、保険はずしの割合の拡大、薬以外の医療行為への保険はずしの拡大などが狙われています。さらなる改悪を許さない運動をすすめましょう。

6. 「子ども子育て支援金」を医療保険料に上乗せするな!!

3月2日、中央社保協の子ども子育て支援金をめぐる子ども家庭庁と厚労省への要請行動に全国から19名が会場参加。神奈川から、年金者組合、建設労連、社保協から4人参加しました。

子ども子育て支援金は、税金で賄うだけでなく、2026年度から健康保険料に賦課されます。神奈川県国保では、年間3800円程度で月額322円平均。18歳までの子どもの均等割は減免で市町村によって額は違います。国の方針では、支援金は令和8年が約6000円、令和9年8000円としており、年々増える計画です。

団体署名1243筆（個人含む）が提出され、そのうち神奈川から355筆。京都社保協が呼びかけた個人署名は17481筆提出。そのうち神奈川の建設労連から13245筆。その後、41筆集約され、中央社保協を通じて子ども家庭庁と厚労省に提出しました。

「医療保険料に医療給付とは別の目的で上乗せすることは社会保険の原理から逸脱する。子育てのための財源は国の責任で行うべきだ」と訴えました。それに対し、子ども家庭庁は、「医療保険ルートで支援金を集められれば徴収コストを下げられる」、「社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるので、支援金による負担は相殺される」などと説明しました。しかし、社会保険料の負担軽減は、高額療養費の自己負担上限引き上げやOTC類似薬の追加負担など、国民への新たな負担押し付けの上に成り立つものです。「負担が相殺されるというのは全くのまやかしだ」と反論しました。

子ども子育て支援金の保険料への上乗せが具体化されるにもかかわらず、負担軽減策が打たれておらず、相殺されているというのは事実ではないし、全く根拠がないと追及すると、「国会で決まったこと」、「法律で決まったことを4月からやっていく」との回答を繰り返しました。要請団は、「子ども未来戦略」では「賃上げと歳出改革により実質的な負担は生じない」としており、改正法附則第47条においても明記されている。実質的な負担をなくすための改善策を直ちにとるよう要請しました。

4月から、医療保険への子ども子育て支援金の賦課が実施され、2027年度と2028年度の賦課額はさらに上がることから、今後、負担軽減策を求める運動をすすめていきたいと考えています。

7. 「地域医療を守る署名」大きく広げる!! 神奈川民医連

昨秋から、民医連は「地域医療を守る署名（地域住民の医療を受ける権利を保障するために医療機関の維持存続を求める請願署名）」に取り組みました。民医連の要請を受け、県内の各団体でも署名運動を広げました。民医連は4万筆目標で取り組み、県内の諸団体の大きな協力によって

6万を超える署名を集めました。

9月29日、川崎医療生協は、新百合ヶ丘から登戸、溝の口、川崎と市内を縦断し、各駅で宣伝行動をおこないました。川崎駅では多くの人が忙しく行きかう中、「そうよね、医療機関も大変よね」と足をとめて署名してくださる方もいました。職員と共同組織計80人が参加し、医療機関を守る請願署名が156筆集まりました。

10月20日、横浜勤労者福祉協会は、十日市場から鶴見駅、保土ヶ谷駅と横浜市のキャラバン宣伝をおこないました。49人の職員と共同組織が参加して、署名が251筆集まりました。十日市場で署名してくれた病院帰りの患者さんからは「私たちが知らない間に病院がなくなる現状に恐怖を覚えます」との声が届いています。

8. 市町村国保改善の取り組み

(1) 健康保険証の存続と国保改善運動の展望を求める！！11.15 全県国保改善交流集会

11月15日、会場36人、オンライン8ヶ所の参加で、「健康保険証とマイナ保険証をめぐる情勢と国保改善運動の展望を探る」をテーマに「全県国保改善交流集会」を開きました。「マイナ保険証をめぐる情勢と国民改善運動の展望」と題して、神奈川自治労連の神田敏史さんが講演しました。

「8月から国保と後期高齢者医療は、紙の保険証がなくなり、保険証と呼ばれるものはマイナ保険証となった」。7月に、市町村国保は、マイナ保険証を持っている被保険者には『資格情報のお知らせ』、持っていない方には『資格確認書』が郵送された。後期高齢者医療の被保険者全員に『資格確認書』が郵送された。「協会けんぽ」と「組合健保」の紙の保険証の有効期限は12月1日までで、12月2日からはマイナ保険証に一元化される。

「しかし、政府がマイナ保険証のメリットをいくら宣伝しても、マイナ保険証の利用率は3割台と低迷したまま。オンライン資格確認をするためにはマイナ保険証が必要と言うけれど、資格確認書で十分に確認できる」。政府は、大規模災害時に必要と強調するが、マイナンバーカードの利用がなくとも、薬剤情報・特定健診情報の閲覧が可能な機能を提供できている。当機能を医療機関等職員が操作することで、患者が同意を行った状態と同じ状況で取得・閲覧が可能となることなどを示しました。

「マイナ保険証一元化となるが、利用率が低迷しているもとでは『資格確認書』が必要になる。後期高齢者医療のように、自治体が全世帯に『資格確認書』の職権発行することを求める運動が必要となっている」と話しました。

神田さんは、さらに「市町村国保の被保険者が減少している」、「来年の保険料率に新たに『子ども子育て支援金』が賦課される」、「外国人の国保加入者の対策を厚労省から迫られている」などの問題を紹介し、「国民健康保険制度が国民皆保険制度を支える制度としてあり続けるために、憲法25条の『健康で文化的な最低限度の生活を営む権利』の保障の具体化を求める運動をすすめよう」と結びました。

(2) 33市町村の国保担当課との懇談をすすめる

10月から今年2月までに、33市町村の国保担当課と懇談し、のべ190人が懇談に参加し、市町村の国保担当課からは152人参加しました。以下が、市町村懇談での共通の特徴です。

(1) 被保険者数の減少が著しい。制度の維持がむずかしく「国の負担を増やしてほしい」

- ・ 神奈川県全33市町村の国保の加入者は、全県で1,063,073世帯（昨年比▲32,740世帯）、被保険者数は1,486,741人（昨年比▲68,613人）。世帯で▲2.99%、被保険者数で▲4.41%と大きく減少した。その要因として、団塊の世代の方が75歳以上の後期高齢者医療制度への移行、若年の

非正規雇用の方が被用者保険に移行していることがあげられる。制度の維持がむずかしく、全ての自治体が国の負担を増やしてほしいと言っている。

- ・神奈川県後期高齢者医療の被保険者数は、2025年3月末現在で1,346,736人、1年間で42,071人3.22%増加している。この状況の推移では、あと2年で国保加入者が後期高齢者医療の加入者より少なくなる。

(2) 保険料(税)率に子ども子育て支援金が賦課されるのは「おかしい」

- ・2026年度の保険料(税)率の改定では、新たに「子ども子育て支援金分」が賦課される。全国平均で、1人月額250円と試算されている(2年目300円、3年目400円)。国は18歳までの子どもの分だけの負担で済まそうとしている。1月に県から標準保険料率が提示され、市町村はその後の計算となって3月議会に諮ることとなる。税金で賄うべきものを保険料からとるのはおかしいと市町村の課長は異口同音に不満を漏らしている。
- ・子ども子育て支援法の付則には、「実質的な負担増となった場合は見直す」とあります。11月26日に行った神奈川県交渉では、「実質的な負担増とならないよう国が手立てをとることの要望書を、神奈川県と市町村、後期高齢者医療広域連合、国保組合の連名で12月中に出す」と回答がありました。

(3) 厚労省の出した外国人の滞納対策については各自治体が「特別にやらない」

- ・厚労省は、外国人の保険料滞納対策として、出入国在留管理庁との連携を強め、滞納者の在留資格のはく奪、外国人の国保新規加入者は保険料の年額前納制とすることなどの事務連絡を出した。
- ・外国人の保険料滞納者対策としての前納制を自治体を実施する場合は条例改正が必要となり、自治体の判断となる。懇談した自治体はすべて否定的で、外国人だからと言って特別に対策をとるということはないと回答している。

(2) 国の国保財政支援が必要！！ 神奈川県保険者指導グループと懇談神

2月17日、県社保協医療保険改善委員会として、2026年度市町村国保の納付金、標準保険料率等に関して神奈川県医療保険課保険者指導グループと懇談しました。県社保協からあらかじめ質問事項を提出し、丁寧な回答・説明を受け、率直な懇談ができました。以下が特徴です。

- ①被保険者の減少が著しい。後期高齢者医療への移行、被用者保険への移行者が増えている。被用者保険への移行の増大は、国保の制度維持を困難になりかねない問題で、国の財政支援を抜本的に増やしてほしいと思っている。神奈川県と市町村で国に財政支援の要望書を出したが、答えは来っていない。
- ②2026年の神奈川県の市町村国保の納付金は、全体して上がるが、一人当たりの所得が高い自治体は上がり幅が大きく、所得が低い自治体は上がり幅が小さい。保険料水準の完全統一は令和18年予定で、医療費水準0%に向けた動きが加速される。医療費水準の低い市町村の納付金が高くなるが、急激な保険料率の引き上げとならないよう激変緩和措置をとる。
- ③子ども子育て支援金は、年間3800円程度で月額322円平均。18歳までの子どもの均等割は減免となり、市町村によって額は違う。国の方針では、支援金は令和8年が約6000円、令和9年8000円としており、年々増えていく計画。財政支援策をとるよう国に要望している。
- ④保険者努力支援制度では、神奈川県は保険料水準の統一の項目で厳しい判定を受け、市町村では法定外繰り入れや子どもの医療費適正化のとりくみ、特定健診率の低さなどで厳しい判定を受けている。また神奈川の市町村は、保険料を引き上げないために法定外繰り入れしているところがあり、厳しい判定を受けている。

- ⑤マイナ保険証への一元化にともない、短期証がなくなり、資格証は特別療養費に変更するとしているが、神奈川県各市町村国保は、資格証の発行も短期証の発行もないところが多く、「特別療養費」の対応はしないという自治体が多い。6月1日現在で特別療養費の実質的な対応をとしているのは、川崎市と秦野市、座間市。
- ⑥厚労省は、外国人の保険料滞納対策として、出入国在留管理庁との連携を強めることと、外国人の国保新規加入者は保険料の年額前納制とすることなどの事務連絡を出した。対応するという自治体は海老名市のみで、3月議会に条例案が提出される予定。他の自治体は予定なしとしている。

(3) 2026年度国保「保険料(税)」全市町村で引き上げ

県社保協では、秋に「神奈川県各市町村国保調査」を実施し、今年4月に、2026年度の市町村国保保険料(税)調査を実施しています。

各市町村の3月議会で、保険料方式の自治体(20市町村)は、2026年度の市町村国保の保険料率を決めました。県社保協では、市町村の保険料(税)率等の調査を行い、全33市町村から回答が寄せられました。保険料率の回答があった20市町村のうち、告示方式の13自治体の保険料率は、6月末までに確定します。20市町村の範囲での状況ですが、2026年度から、子ども子育て支援分が新たに賦課されたため、すべての自治体で保険料が引き上がることとなりました。

これまでの医療分、後期高齢者医療支援分、介護保険分では、料率の据え置きが9自治体(大和市、海老名市、綾瀬市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、真鶴町)でした。一部引下げが5自治体(横浜市、平塚市、三浦市、伊勢原市、愛川町)でした。

神奈川県保険者指導グループとの懇談では、子ども子育て支援分の一人当たり保険料の平均は年間3800円程度で月額322円と回答されていました。子ども子育て支援金分の均等割は18歳まで減免されることから、19歳以上の方に追加される額は市町村によって違いがあり、50円から100円の範囲と回答しています。

現在、保険料方式の市町村から回答をいただき、最終6月末に調査表を完成させます。例年行っている「神奈川県各市町村国保調査」は、9月に実施します。

9. 介護保険改善の取り組み

(1) 12.7 介護保険のいまと未来を考えるつどい

12月7日、「介護保険のいまと未来を考えるつどい」を建設プラザかながわで開催しました。会場23人、オンライン8カ所の参加でした。つどいは介護利用者と家族、介護事業者、県社保協加盟の団体と労働組合などでつくる実行委員会の主催。

星めぐみさん(生協労連ユーコープ労組)の司会で開会し、全日本民医連の林さんからわかりやすく熱のこもった講演を受け、根本事務局長の報告のあと質疑を受けました。工藤さん(介護事業所こみゆにてい)、三橋さん(認知症の人と家族の会)、田中さん(うしおだ老健やすらぎ)、野川さん(ユーコープ労組)、藤田さん(看護師・ケアマネ)から取り組みなどの報告・発言がありました。相楽育雄さん(民医連)が今後の殿組みを提起し、伍淑子さん(年金者組合)の閉会あいさつで閉会しました。

林泰則さんは、STOP! 介護崩壊～これ以上の負担増・サービス縮小は許されない～というテーマでお話ししていただきました。

介護保険制度の成立から、歴代の政府による介護保険制度の改悪が繰り返され、保険あって介護なしの実状をリアルに話されました。介護現場の人手不足も深刻で、このままでは介護の担い手がなくなり、介護保険制度そのものが崩壊しかねない。政府はこうした状況にもかかわらず、「利用料2割負担の対象拡大」、「ケアプランの有料化」、「要介護1、2の保険給付外し(市町村の総合事業

に移行)」など、さらなる改悪をすすめようとしている。これ以上の改悪はさせない、止める運動をすすめようと呼びかけました。

「介護保険のいまと未来を考えるつどい」実行委員会は、以下の取り組みを呼びかけました。

- ①「介護保険制度改善と大幅な処遇改善を求める請願署名」を広げましょう（集約2026年2月と5月）。署名提出の国会議員要請行動への参加をすすめ、地元国会議員に署名の紹介議員になっていただきましょう。
- ②各市町村では、2027～2029年度の第10期事業計画の策定が来秋から始まります。「保険料を引き下げて」などの要求を持ち寄り、市町村との懇談をすすめましょう。
- ③神奈川県と33市町村の2・3月議会に「訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を求める意見書提出の請願（陳情）」の提出運動をすすめましょう。
- ④地域の諸団体・個人が連携して、地域での介護保険についての学習会を開催しましょう。

（2）介護家族から深刻な悩み相談!! 11.10 介護・認知症なんでも無料電話相談

11月10日に実施した、神奈川県の「介護・認知症なんでも無料電話相談」は、民医連からケアマネージャー、ソーシャルワーカーの方5人など8人で相談対応しました。NHKテレビの放送がなかったため7件の相談にとどまりました（昨年はNHKテレビが昼に放送して切れ目なく相談が続き27件の相談を受けました）。全国の電話相談は151件（昨年349件）で、地元テレビ局が放送した北海道や愛知などが二桁の相談件数でした。

「パートナーが認知症で症状が進行している。暴言がひどい。本人は、認知症の自覚なしで介護サービスを拒否する。どうしたらいいか。」「73歳の弟がマンションで一人暮らし。通帳やクレカを持ち歩きなくしてしまう。物忘れが進みアルツハイマー認知症の疑いで薬を処方された。本人は『自分はそんな病気ではない』と怒りだす。自分（姉）も独り身でいつ何があるかわからず困っている。」などの深刻な相談を受けました。

（4）介護3大改悪阻止へ!! 介護署名の取り組み

3月18日、介護署名提出集会在国会議員会館で開催され、神奈川県社保協として「介護保険制度抜本改善、大幅な処遇改善を求める請願署名」を8971筆提出しました。すでに提出した署名5455筆とあわせると14426筆を提出しました。全体では31万4751筆の提出です。

冒頭、神奈川県社保協の根本事務局長があいさつ。続けて、共同して活動している介護7団体からの連帯挨拶として、21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会（21老福連）の井上ひろみさんより「21老福連が2025年の夏におこなった全国老人ホーム施設長アンケートの取り組みで、施設の経営悪化や担い手不足により、介護サービス提供体制がかつてない危機を迎えていることが明らかとなった。しかし、厚労省が進める生産性の向上やICT活用では人手不足の解決にはならない。また、処遇改善上位加算では、生産性の向上や職場の環境改善が要件となっているが、この加算は利用者にとってサービスは変わらないのに負担だけが 増える、事業所にとっては要件が厳しく算定できない事業所もあるという問題点がある。公費による処遇改善等を求めて一緒に運動を進めていきたい」との訴えがありました。

日本共産党・山添拓参議院議員、日本共産党・辰巳孝太郎衆議院議員から連帯のあいさつ。千葉民医連の酒井剛気さんより訪問介護の現状報告と訴えがあり、「介護保険をめぐる情勢」として、全日本民医連の林泰則さんからミニ学習を受けました。引き続き制度改悪の中止、介護報酬の底上げ、大幅な処遇改善、国庫負担の引き上げによる制度の抜本改善を基本要求として実現を求めていく。2027年度介護報酬改定の審議、政府予算の編成作業も開始される。高市政権の大軍拡路線と全世代型社会保障改革に抗し、「ミサイルではなくケアを」の声を引き続きあげていきたい。重要

なタイミングでの署名提出行動となる。一緒に現場の声を届けていきましょう」と結びました。最後に中央社保協の林信悟事務局長から行動提起があり、グループに分かれて国会議員要請行動に取り組みました。

この間、神奈川社保協として獲得した介護署名の紹介議員は10人でしたが、衆議院選挙の結果、参議院の小池晃氏（日本共産党）と衆議院の早稲田ゆき氏（中道改革連合）、笠浩史氏（中道改革連合）の3人になってしまいました。神奈川からの参加者で新たな紹介議員のお願いに回ったところ、衆議院の畑野君枝氏（日本共産党）に紹介議員になっていただき、署名を届けました。

5月26日、「介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める国会請願署名」の第3次提出集会を衆議院第2議員会館第1会議室で開催。全国から会場93名、WEBで51ヵ所、あわせて144名以上が参加し、熱気あふれる集会となりました。神奈川から、県社保協と民医連から参加しました。提出した署名の累計は39万3055筆、そのうち神奈川からは14,800筆です。

中央社保協介護対策委員の日下部さんが主催者を代表し挨拶。白川容子参議院議員（日本共産党）芳賀道也参議院議員（国民民主党）が激励あいさつに駆け付け、署名を受け取りました。介護署名の紹介議員は衆参あわせて33名となりました。現場からの報告では、和歌山県医労連の谷口書記長が介護労働者の賃金が高産業平均で月額8.3万円の格差があり、介護人材確保に介護報酬の大幅引き上げが不可欠と訴えました。大東社保協の天野氏は、大東市が軽度者の総合事業移行を強力に進め介護保険が使えない事態が広がる問題、高い介護保険料の引き下げるたたかいを報告しました。全日本民医連の林氏が「介護保険制度の見直しをめぐる情勢」について報告。介護保険法の一部改正をめぐる問題点に触れ、利用料2割化や来年の介護報酬改定を含めて、たたかいを広げようと訴えました。

10. 後期高齢者医療広域連合議会への取り組み

8月22日、かながわ労働プラザで、後期高齢者医療神奈川県広域連合議会が開催されました。傍聴には、年金者組合、保険医協会、横浜社保協、川崎社保協、藤沢社保協、茅ヶ崎社保協の他、横浜市港北区などから20人が参加しました。広域連合議会は、3月末と8月末の2回開催され、今議会は、2024年度決算を議案としました。

広域連合議会に、「年金者組合神奈川県本部」より、「2割負担に引き上げられた後期高齢者医療費の窓口負担を、1割負担に戻すことを求める意見書提出の陳情」を提出しました。3年前から医療費窓口負担2割化が始まりましたが、「配慮措置」が9月30日で終わります。「配慮措置」の効果がほとんどなく、民医連が実施した窓口アンケートでも負担感が重くのしかかっていることから、1割に戻すことを求めて陳情としました。陳情は、日本共産党の白井正子議員（横浜市議）、鈴木京子議員（大磯町議）以外の18人の起立によって、残念ながら「不採択」となりました。

3月26日に横浜市で、後期高齢者医療神奈川県広域連合議会の予算議会が開催されました。傍聴は、県社保協からの参加者など全体で14人。今議会は、2026年度の保険料が提案され議決されました。神奈川県の次期の保険料は、所得割率が10.08%から10.30%（+0.22%）、均等割額が45,900円から52,531円（+6,631円）。2026年度から新たに、子ども子育て支援納付金分として、所得割率0.25%、均等割額1330円が賦課されることとなりました。

1人当たり保険料は、表のように121,018円。前期比14,595円（13.71%）もの大幅引き上げとなりました。そのうち、子ども子育て支援の賦課額として2,910円も上乗せされることとなりました。厚労省の試算では、2027年度は年額約4,000円、2028年度は約5,000円になる計画です。

神奈川県後期高齢者医療 2026 年度保険料 (年額)					
		2024～2025 年度	2026 年度	差額	1 人当増加額
基礎賦課額	均等割	45,900 円	52,531 円	+6,631 円	11,685 円
	所得割	10.08%	10.30%	+0.22%	
子ども子育て賦課額	均等割	-	1,330 円	-	2,910 円
	所得割	-	0.25%	-	
1 人当たり保険料		106,423 円	121,018 円		14,595 円

神奈川県広域連合では、保険料の上昇を抑制しようと剰余金 93 億円、広域連合と神奈川県による財政安定化基金 12 億円を投入（制度発足以来 2 回目の実施）しましたが、大幅な引き上げとなりました。

また、後期高齢者医療制度の発足当初、医療に要する費用（自己負担を除く）の 10%を被保険者が保険料として支払うとしていましたが、前期は 12.67%の負担率で、2026 年度は 13.27%の負担率と上昇しています。

広域連合議会に、県社保協から「子ども子育て支援金制度の保険料負担が実質負担増とならないよう財政措置を求める意見書採択の陳情」を提出しました。採択では、白井正子議員と鈴木京子議員以外の議員は不採択に賛成し、陳情は「不採択」となりました。

11. 県民要求連絡会のとりくみ

神奈川県社保協は、保健・医療・介護分野について、神奈川県民要求連絡会に結集して、毎年、要求提出（8 月）⇒回答（10 月）⇒交渉（11 月）⇒重点要求提出 12 月⇒重点要求に対する回答（3 月）という手順で神奈川県との要求・交渉を行っています。昨年 11 月の県民連での交渉を受け、12 月に神奈川県への保健・医療・介護分野の重点要求を提出しました。要求は、①物価高騰に対する医療機関や介護事業所、福祉施設等への支援策、②子ども子育て支援金の創設に対して神奈川県として行った国への要請内容、それにもとづく国からの具体的な支援策、③神奈川県として、加齢性難聴による補聴器助成の補助事業の開始の 3 点です。

そのうち、①と③は前進的な回答が得られ、とくに③は神奈川県として「補助制度を創設する方向で予算措置を講じた」と画期的な回答が得られました。

一昨年 6 月に、県側の窓口となって政策局政策部情報公開広聴課から、次の 3 点を理由として、「文書回答を 1 回」「話し合いを行わない」との提案が行われました。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①他団体からの県への要望との関係で他団体と比較して手厚い対応となっている。 ②他自治体の団体広聴との関係で他自治体と比較して手厚い対応となっている。 ③複数回の文書回答及び話し合いは、県職員の負担が大きい。 ④話し合いの結果、県の文書による回答の趣旨が変わらない。 |
|---|

この提案に対し、実行委員会の事務局である県民連絡会事務局として意見表明し、協議してきました。主張は平行線であり、2025 年度は前年踏襲となりましたが、来年度に向けて変更・縮小を迫られていました。

2025 年度の交渉を踏まえ、神奈川県は改めて「文書回答を 1 回」「話し合いを行わない」との姿勢を強くしています。県民連として、5 月 22 日に代表者会議を開催し、以下の方向で県との協議をすすめることを確認しました。要求提出（8 月）⇒回答（10 月）⇒交渉（11 月）⇒重点要求提出 12 月

⇒重点要求に対する回答（3月）という手順のうち、交渉（11月）がなくなることとなります。ただし、集団交渉はなくなりますが、個別交渉は自由にできるという内容です。

6月2日に神奈川県に提示し、神奈川県からの回答を受けることとなります。

12. 神奈川県「高齢難聴者補聴器装用推進事業」開始

この間、神奈川県に「加齢性難聴による補聴器助成の補助事業の開始」を要求してきました。年金者組合は、神奈川県への要請と、神奈川県議会への請願の取り組みを継続して行ってきました。3月に神奈川県から、「補助制度を創設する方向で予算措置を講じた」と画期的な回答があり、3月議会で「高齢難聴者補聴器装用推進事業」を決めました。総額555万円と当初の補助額は少ないものの、県の開始は、東京・山梨に次いで、全国の都道府県で3番目となります。

13. 生存権裁判、年金違憲訴訟の取り組み

（1）高裁でも勝訴判決を勝ち取る！！ 神奈川生存権裁判

2月6日、神奈川生存権裁判の高裁（東亜由美裁判長）判決が言い渡され、最高裁判決の通り、国側の控訴を退けて、私たち原告側の勝訴判決がだされました。判決言い渡して東裁判長は、死亡原告の扱いについて説明し、基本的に他の原告に対する控訴は棄却、訴訟費用は全て控訴人負担とする「全面勝訴」となりました。

これで、最高裁判決後の高裁勝訴は5例目となり、さらに厚労省を「包囲」することとなりました。この日、高裁には原告8名、弁護士5名、25条共闘の神奈川労連、県年金者組合はじめ県内民主団体また全生連、都生連、埼生連、いのとり全国アクション事務局などおよそ70名の方々が神奈川の高裁判決を見守りました。

（2）5.30「神奈川生存権裁判・勝訴祝勝会」を開催！！

5月30日、高裁勝訴・「上告せず」で勝利した神奈川生存権裁判の勝訴祝勝会が横浜市内で開催されました。

たたかい続けてきた原告代表13名、弁護士はじめ支援者ら77名参加して、和やかに終えることができました。閉会あいさつした支援する会・関美恵子前事務局長から「私たちみんなの人生にとっての誇りになった」という言葉で会場は感動に包まれました。

最高裁判決にもとづいて、減額された生活保護費の支給が始まり、神奈川の裁判原告には支給されましたが、原告以外の生活保護利用者への支給は8月以降とのことですし、神奈川の裁判原告への特別給付も8月以降とのことです。生健会として、原告を中心に、今回の支給に対する不服審査請求運動に取り組みはじめ、6月5日に15名分不服審査請求書を提出しました。

（3）年金の減額認める不当判決！！ 神奈川年金違憲訴訟

2月25日、県の年金生活者が2012年の年金減額の法改定は、生存権などを保障する憲法に反するとして、国に減額の取り消しを求めた訴訟の差し戻し控訴審判決が東京高裁でありました。村田斉志裁判長は、東京地裁の原判決を維持し、控訴人（原告）181人の請求を棄却しました。

原告側は、国が支給財源を自分で積み立てる「積立て方式」から、現役世代の払う保険料で賄う「賦課方式」へ制度を変更した事実がないのに、賦課方式を前提として減額したことは財産権の侵害だと主張していました。

裁判所は、「制度の内容は、社会経済の諸事情の変動や国家財政事情に応じて」「変化しうるもの」であり、現在は賦課方式を基本としているとして、原告側の主張を退けました。

判決を受けて、高橋博弁護士は、「(積立て方式という) あるべき姿、規範」と、「違法な現状」がある場合、規範に合わせるべきだ。裁判所は、現状に合わせて規範をゆがめようとしている」と批判しました。原告団の佐々木公生副団長は、雨の中集まった約 80 人の原告、支援者らに「最後までしっかり闘おう」とあいさつしました。

高橋由美弁護士は、「判決は、残念ながら、控訴棄却でした。高裁 15 民事部が、伊藤先生の証人尋問以外全て採用しなかったのが、ほぼ結論はわかっていたようなものではありません。東京は一日冷たい雨が降っていましたが、組合と支援者が 80 人集まり、101 号法廷をいっぱいにして判決に臨むことが出来ました。全国弁護団から東京の本田先生にもご参加頂きました。ありがとうございます。「神奈川は 3 度目の最高裁 (1 度目は移送問題) ですが、さすがにこれ以上はない (と思います) ので、あと 1 年ちよっとの闘いです。処分取消で勝つのは困難ですが、後世の人々に、今の我々が年金制度の改悪に対して毅然と闘ったことと、政府の矛盾をきちんと突いて、ある程度の正しい事実が残せるよう、組合・弁護団ともにやり抜く所存です。全国の先生方のご協力をよろしく願います」と判決後、メールしています。

3 月 9 日に報告集会を開催し、最高裁への上告を決めました。

14. 消費税ネットワーク、消費税廃止各界連の取り組み

(1) 5.17 消費税ネット「荻原博子さん学習会」 150 人参加！！

5 月 17 日、消費税ネット (消費税を含む税のあり方を考えるネットワーク) は、経済ジャーナリストの荻原博子さんをお呼びし、「高市政権でくらしはどうなる？」をテーマにした市民公開学習会を開催。会場いっぱいの 150 人が参加し、荻原さんの熱のこもった講演に聴き入りました。

荻原さんは「2 月に突然総選挙に打って出た高市政権は、野党が消費税減税の公約に対して、消費税 0 パーセントを言いだし、多くの票をかすめとった」「国民会議なるものをつくり、消費税減税の論議している。国会で減税の議論を公に進めればいいのにそうになっていない」「給付つき税額控除の話ばかりが先行し、消費税減税はやりたくないのでは」「消費税減税を求めて自民党に投票した人を裏切る行為だ」「高市さんは詐欺師だ。」「円安が進行して、物価が上がっているが、恐ろしいのはホルムズ海峡封鎖の影響がこれから出てくることだ」「水道・電気・ガスなどが上がる。ナフサを原料にしたプラスチック製品が不足している」「建築関係の資材不足、医療や介護用品の不足などもうすでに深刻な事態が進んでいる」「大金持ちと貧乏人で格差が広がっている」「景気がいいのはピラミッドの上の方だけ、下はドシャ降り状態」だ。「高市政権がすぐにやるべきは、ドシャ降りを止めることだ」「物価高対策をまず優先すべき」と強調しました。「8 月から高額療養費制度の上限額引き上げが始まる」「これから大きな不安は、介護と医療」「高市政権は、その不安を取り除く政治をするべきだ」。そして、くらしに役立つアドバイスをいくつか披露し、講演を終わりました。

講演に先立ち、消費税ネット代表世話人の益子良一さん (税理士) が主催者あいさつし、丸山健二さん (建設労連) の司会で進行しました。講演後、同代表世話人の田所生利さん (保険医協会) が閉会あいさつしました。

「市民にやさしい語り口で、政治・経済を切っていることが心の中にはいつてきます」「荻原先生のお話しは、おもしろかったです」「もっと時間がほしかったです」「難しい内容になるかと思いましたが、身近な生活にかかわるリアルなお話して、楽しく聞かせていただきました」などの感想が寄せられました。

(2) 対話中心に宣伝！！「生活大変、消費税下げて」 消費税廃止各界連

消費税廃止神奈川県各界連は、毎月、24 日を中心に全県で宣伝行動を実施し、県各界連は伊勢佐木町で実施しています。

4月24日、消費税廃止神奈川県各界連絡会は、定例の宣伝行動を伊勢佐木町で行いました。6団体21人が参加し、ティッシュ・チラシ450セット配布、30人署名。行きかう人々と物価高や平和の問題について対話しました。60代の男性は、「物価高が止まらない。米が高く4500円もする。独り身だからいいが所帯をもっている人は大変だと思う。中道に投票したが期待できない。自民党はだめだ」と、政権に対する怒りを露わにしていました。他にも、「選挙後に状況が大きく変わった。先が読めない。低所得者は大変。消費税は下げないといけない」（中年の男性）、「消費税を下げてもらわないと生活が大変」（30代男女）など、生活苦から、消費税を下げたいという声が多数寄せられました。一度は署名を断った男性がマイクでの訴えを聞き、署名に応じていただきました。

15. 全県一斉宣伝行動の取り組み

4月と6月、9月、12月の年4回、県内約50カ所で、社会保障と税の一体改革の撤回を求める宣伝・署名行動を実施しています。

9月は、消費税減税とインボイス制度廃止署名、地域医療を守る署名に取り組みました。平塚社保協は、9月24日にJR平塚駅前で、5団体10人が参加して宣伝行動を実施。「地域住民の医療を受ける権利を保障するために医療機関存続への支援を求める」署名11筆、「消費税5%へ・インボイス廃止」署名4筆が集まりました。

4月は、4月7日（大磯・二宮・箱根・真鶴・湯河原）と17日（中井・大井・開成・南足柄・山北・松田）に実施しました。参加はのべ52人、署名17人分が集まり、チラシ・ティッシュ470セットを配布しました。7日の行動に平塚民商婦人部や革新懇などが参加。真鶴では黒岩元市議が周辺の家に戸別訪問し6人から署名を頂くなど、熱心に取り組んで頂きました。17日の行動では開成町で元町議など2人が参加してくれました。全体的に人通りが少なかったのですが、年金生活者の方から「消費税も下げもらいたい物価高がこたえる」との声が寄せられました。

16. 神奈川国会行動で地元国会議員に要請

神奈川国会行動は、国会開会中、月一回議員要請行動を行っています。

2月25日に、建設労連、神奈川土建、民医連、年金者組合など12団体72人が参加して神奈川国会行動を実施。地元国会議員など81人の国会議員に要請しました。衆議院選挙で当選した日本共産党の畑野君枝議員が国会報告し、選挙での支援への感謝を述べ、国会で奮闘する決意を表明しました。参加団体からの報告・交流では、自治労連の政村書記長が「自維政権は“虚構の多数”であり、共同で包囲し国民要求を前進させよう」と訴えました。

5月13日、神奈川国会行動を実施し、11団体63人が参加して地元議員などに要請しました。

国会回次 招集～終了	行動 回数	日 期 開会10時	会 場	参加者		国会議員要請 対象	実数	提出署名 種類・筆数	
				団体	人数				
第219回 臨時閉会 10/21～ 12/17	1	10月11日(水)	衆院第2会館・第一会議室	10	68	地元議員(衆・参)、南関東B比例(県内事務所) ※閉会中のため地元議員のみ ※議事堂見学36人	47	-	-
	2	11月19日(水)	参議院会館・講堂	12	78	地元議員(衆・参)、南関東B比例(県内事務所) 衆・参厚労委員(自民除く)	99	6	2,589
	3	12月10日(水)	衆院第1会館・第一会議室	12	78	地元議員(衆・参)、南関東B比例(県内事務所) 衆・参予算委員、参院9階・10階全室	140	6	3,199
第221回 特別国会 2/18～7/17	1	2月25日(水)	衆院第1会館・多目的室	12	72	衆参・地元、以下は自民除く南関東、衆・予算、参・予算	72	7	1,428
	2	3月18日(水)	衆院第1会館・大会議室	13	78	衆参・地元、以下は自民除く南関東、衆・予算・厚労・財金、 参・厚労・予算	106	5	4,494
	3	4月22日(水)	衆院第2会館・多目的室	10	60	衆参・地元、以下は自民除く南関東、衆・厚労・財金・国交・憲 法、参・厚労・予算・財金	125	3	10,228
	4	5月13日(水)	衆院第2会館・第1会議室	11	63	衆参・地元、以下は自民除く南関東、衆・厚労・財金・国交・憲 法、参・厚労・予算・財金	125	11	584
	5	6月17日(水)	衆院第2会館・多目的室						
	6	7月2日(木)	衆院第2会館・多目的室						

17. 神奈川高齢期のつどい、日本高齢者大会、中央社会保障学校、など

(1) 高齢期のつどい in 藤沢 暉峻淑子さん記念講演!!

2月6日、藤沢市民会館で「第18回輝け！高齢期かながわのつどい in 藤沢」を開催し、県内各地から414人参加しました。今年のつどいのメインテーマは「戦後80年 守ろう！平和と高齢者の人権～分断・対立をこえて豊かな社会へ」でした。

暉峻淑子(てるおかいつこ)さんに記念講演をお願いし、県内でチラシや案内を配布したところ、事前の申し込みや問い合わせが多く寄せられました。

突然の衆議院総選挙の投票日である2月8日を前にしているにもかかわらず、当日は天候に恵まれ小春日和となり、会場には早くから多くの方が集まりました。暉峻淑子さんの記念講演に対する期待の大きさが現れていました。

記念講演の暉峻淑子さんは、会場いっぱいの参加者に向けて「今豊かさとは何かを問う。高齢者の人権は守られるのか。日本経済を振り返り、経済の本堂の役割に立ち返る」と題して、1時間にわたり選挙情勢を含めて熱く語っていただきました。

講演は、道路事情の関係で1時間ほど遅れ、昼休み休憩を短縮するハプニングもありましたが、帰る人はおらず、熱心に話を聴きいりました。

(2) 日本高齢者大会 in さいたま 神奈川から174人参加

第38回日本高齢者大会 in さいたまは、11月11日～12日、「まちから村からの連帯で一人ぼっちの高齢者をなくそう」をメインスローガンで呼びかけ、埼玉県・大宮ソニックシティを会場に開催しました。全国からのべ2300人、神奈川から、実数で174人参加しました。

12の全体会は、オープニングが太鼓集団「響」の若者たちの演奏に続き、全国の参加者による300人の大合唱が狂巻でした。

記念講演として『戦後80年:社会保障制度をめぐるあゆみと教訓』と題して芝田英昭さんが講演。戦後の占領初期の対日政策として成立した旧生活保護法と日本国憲法と社会保障の関連がGHQ案にはなかった憲法25条1項が国会審議により加筆されたと指摘。その後の社会保障関連法案の成立へとつながったこと。

旧優性保護法にもふれ、優性思想に基づき特定の障害・疾患を有する人を「不良」として強制的に中絶・不妊手術を行うことを容認、「朝日訴訟」を経て、その後の社会保障制度をめぐる変遷を話されました。

最後に戦前回帰の政治情勢を批判し、地球上の生物の多くは環境に順応することしかできないが、唯一人間は自らのおかれた社会環境を作り変えることができる。欲望のままに富を蓄積し人を殺す道具や戦争のために使うべきなのか。軍事ではなく社会保障の充実こそ、平和への道だ。地球を守る責任ある立場の人間として今一度考えよう、と締めくくりました。

全国の運動の交流として地域の団体からの一分間スピーチが行われました。神奈川は、大きな横断幕をもって、横浜市の「敬老パス」と地域交通網の拡充を、アピールしました。

(3) 「ひとりじゃない 声をあげよう！つぶやきから叫びへ」中央社会保障学校 from 佐賀

9月20日、「ひとりじゃない 声をあげよう！つぶやきから叫びへ」～社会保障運動を学ぶ～をテーマに、中央社会保障学校 from 佐賀が開催されました。

1990年以降続く、新自由主義「構造改革」により、大企業と富裕層の利益が最大化する一方、社会保障や労働政策は大きく後退し、将来展望が持てない格差社会になっています。一方で、異次元な軍事力強化は際限なき軍拡競争という危険な流れを加速させています。

今回の中央社保学校は軍拡基地強化がすすむ九州を拠点に「人権としての社会保障」を深く学ぶ機会としました。中央社保協は、社会保障入門テキストの3冊目「団結編」を完成しました。テキストをもとに、学び合う社会保障学校でした。

九州を中心に、全国から374人（現地155人、オンライン219人）参加し、神奈川からは15人（現地2人、横浜で集団視聴会場を設けるなどしてオンライン13人）参加しました。

神奈川県社会保障推進協議会規約〈改正案〉

第1条、(名称及び構成)

この会は、「神奈川県社会保障推進協議会」(略称神奈川県社保協)と称し、会の目的に賛同するすべての団体・個人・地域(行政区)社保協で構成する。

第2条、(所在地)

会の事務所は、横浜市内に置く。(横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館6F)

第3条、(目的)

この会は、日本の社会保障を充実させるために県内の諸活動を全県的規模で推進する。

第4条、(運動及び事業)

この会は、前条の目的を達成するために、次の運動ならびに事業を行う。

1. 社会保障に関する情報収集、学習、研究調査、広報活動に関する事業。
2. 社会保障に関する制度の改善、立法化、予算獲得等のための運動の推進。
3. 社会保障関係及び目的を同じくする諸団体との交流とこの会の拡大強化に関する事業。
4. その他、目的に必要な事業。

第5条、(機関及び運営)

1. この会は、次の機関を置き、円滑な運営をはかる。

総 会
幹 事 会
常任幹事会

2. 総会は、この会の決議機関で、年1回定期総会を開催する。
3. 幹事会は、この会の総会につぐ決議機関で、加入団体の代表で構成する。
4. 常任幹事会は、この会の執行機関で、代表委員、事務局長、事務局次長、常任幹事で構成する。
5. この会は、必要に応じて専門部を設ける。
6. 各級機関の開催は、必要の都度、代表委員が招集する。但し、それぞれの構成員の3分の1以上の要請があれば開かなければならない。
7. 各級機関とも、原則としてそれぞれの構成員過半数以上の出席で成立し、決議は原則として全員一致とする。
8. 総会、幹事会、常任幹事会の議長は、出席者で互選する。

第6条、(役員)

1. この会に次の役員を置く。役員は総会で選出する。

代表委員 若干名

事務局長	1名
事務局次長	若干名
常任幹事	若干名
幹事	若干名
監査	2名

- 代表委員はこの会を代表する。監査は業務を監査する。
- 役員任期は1年とし、再選をさまたげない。
- この会に専従役員または、事務局に職員を置くことができる。給与その他は幹事会で決める。

第7条、(顧問)

この会に顧問を置くことができる。顧問は幹事会の推薦により総会で決める。任期は役員任期に準ずるものとする。

第8条、(財政)

- この会の財政は、会費および補助金、その他でまかなう。会費は原則として、

団体会費 年額1口 10,000円 個人会費 ~~年額1口 5,000円~~

↓

賛助会費 年額1口 2,000円

但し、加入に関して特段の事情がある場合は、常任幹事会で協議、決定する。

- この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第9条、(付則)

- この規約に定めない事項および会の運営については、全て総会または、幹事会の決定による。
- この規約は、総会の決議を経なければ変更できない。
- この規約は、1993年6月24日から実施する。

制定 1993年6月24日

改定 1995年6月30日

改定 2026年6月13日